

## 5 介護分野就職支援金

他業種で働いていた方で、初任者研修以上の研修を修了（※5）し、介護分野に就職される方に就職に係る準備経費を貸付します。

**貸付額** 20万円以内（一括交付）

### 連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

個人の場合 ①と②を満たす方

- ①独立の生計を営む成年者（同居人不可）
- ②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

**申込先** 愛媛県社会福祉協議会

### 返還免除要件

介護職員等として就労した日（就職と同時に研修を受講する場合は、研修を修了した日）から、愛媛県内で居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所で、引き続き2年間、介護職員等として従事すること。

**貸付対象者** すべてを満たす方

- 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方
- 居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所に介護職員として就労又は内定している方
- 本会の定める介護分野就職支援金利用計画書を提出した方

※5 介護分野への就職と同時に研修を受講し、研修終了後に研修修了証を提出する方も対象となります。  
その場合は、事前に本会へご相談ください。

離職した介護人材の再就職準備金・障害福祉分野就職支援金との併用はできません。

## 6 福祉系高校修学資金

指定の福祉系高校で、介護福祉士の資格取得を目指す学生に修学資金等を貸付します。

**貸付額** 年に1回（1年分交付）

- ①修学準備金 3万円（入学時の貸付に限り）
- ②介護実習費 年3万円以内
- ③国家試験受験対策費用 年4万円以内
- ④就職準備金 20万円以内（卒業時の貸付に限り）

※授業料及び入学金に充当することはできません。

### 連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

保証人は法定代理人とします。法定代理人が保証人の要件を満たさない場合、別の保証人を立てることができます。

**申込先** 在学している福祉系高校

### 返還免除要件

資格取得後、介護福祉士の登録日と愛媛県内において居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所で介護業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から、引き続き3年間従事すること。

### 貸付対象者

- 指定福祉系高校に在学している方
- 指定福祉系高校の推薦がある方

## 7 福祉系高校修学資金返還充当資金

福祉系高校修学資金貸付者の学生で、卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、返還となる場合に返還に充てる資金を貸付します。

**貸付額** 福祉系高校修学資金と同額

### 連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

保証人は法定代理人とします。法定代理人が保証人の要件を満たさない場合、別の保証人を立てることができます。

**申込先** 愛媛県社会福祉協議会

### 返還免除要件

資格取得後、介護福祉士の登録日と愛媛県内の介護分野以外の福祉分野の事業所又は施設で介護職員等として就労した日の属する月のいずれか遅い月から、引き続き3年間充当資金返還免除対象業務に従事すること。

### 貸付対象者

- 福祉系高校修学資金を利用した方で、卒業後介護福祉士の登録を行い、福祉系高校修学資金の返還免除対象業務外の福祉分野に就職した方

福祉系高校修学資金から福祉系高校修学資金返還充当資金への契約変更となります。